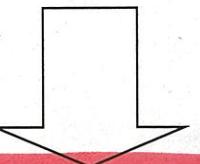


推進施策

推進施策の体系

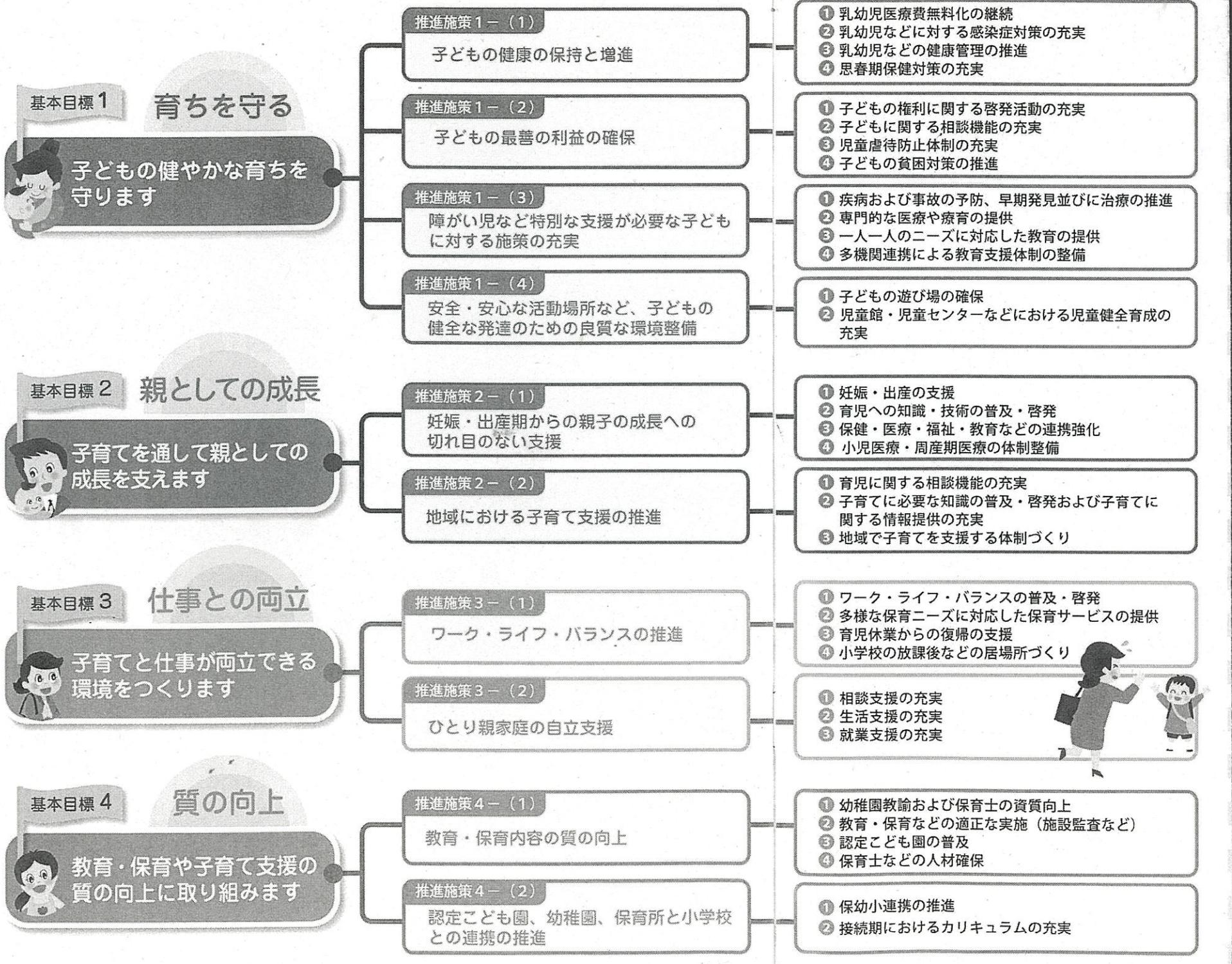
支援プランでは、**基本理念**と**4つの基本目標**を推進するために、10の施策を推進施策として位置付け、5年間の計画期間において施策の推進を図ります。また、法に基づき、**子ども・子育て支援給付**と**地域子ども・子育て支援事業**について、5年間の事業計画を策定して計画的に事業を推進します。

計画推進部会



基本理念

安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり



子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・保育所



- 地域型保育給付
 - ・小規模保育事業
 - ・家庭的保育事業
 - ・居宅訪問型保育事業
 - ・事業所内保育事業



地域子ども・子育て支援事業(11事業)

- 1 利用者支援事業
- 2 地域子育て支援拠点事業
(地域子育て支援センター)
- 3 妊婦健康診査
- 4 乳児家庭全戸訪問事業
- 5 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 6 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 7 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター)
- 8-1 一時預かり事業(幼稚園)
- 8-2 一時預かり事業(その他)
- 9 延長保育事業
- 10 病児保育事業
- 11 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)

教育・保育推進部会

子ども・子育て支援推進部会